

## 第113回中央栗市議会定例会 上程議案等一覧（追加）

議案番号	件名	備考
第 112 号議案	(仮称) 波賀市民協働センター整備工事請負契約の変更について	9月7日提出
報告第13号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について	9月7日提出



第 1 1 2 号議案

(仮称) 波賀市民協働センター整備工事請負契約の変更について

(仮称) 波賀市民協働センター整備工事に係る請負契約を次のとおり変更するため、宍粟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年宍粟市条例第56号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

1. 工 事 名	(仮称) 波賀市民協働センター整備工事	
2. 契約金額	変更前の額	5 4 2 , 8 5 0 , 0 0 0 円
	変 更 額	5 5 , 1 2 3 , 2 0 0 円
	変更後の額	5 9 7 , 9 7 3 , 2 0 0 円
3. 契約の相手先	宍粟市山崎町須賀沢1208番地 八幡建設株式会社 代表取締役 石 丸 芳 行	

(参考) 工期：契約の日の翌日から令和6年3月15日まで



報告第13号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月7日提出

宍粟市長 福元晶三

記

令和5年7月25日公用車が起因となる物損事故

相手方



過失割合 市100%

損害賠償額 248,900円

専決年月日 令和5年8月18日





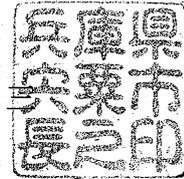
専決第4号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年8月18日

宍粟市長 福元 晶



物損事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

市は、令和5年7月25日午後4時50分頃、宍粟市山崎町上ノ992番地2で発生した市公用車が停車中の一般車両に衝突した事故における損害賠償について、次により和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解及び損害賠償の相手方

住所



氏名



2. 和解の要旨

本件事故における市の過失責任を100%とし、市は、本件事故に係る損害賠償金として、248,900円を支払うものとする。